

ネガワット取引（直接協議スキーム）に関する説明会 質疑概要集

日時 (1回目) 平成28年11月16日(水) 13時00分～14時15分
 (2回目) // 14時30分～15時30分
 (3回目) 平成28年11月30日(水) 13時30分～14時20分
 (4回目) // 15時00分～15時45分

場所 電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室A・B・C

番号	質問内容	事務局回答
1	ネガワット取引の直接協議の際の約款、マスター契約の類は事前にアレンジされるのでしょうか。(個別契約だと法務審査だけで日時を消費するものと存じます)	取引に関する約款、契約の類を広域機関は関知しません。なお、国の審議会であるERAB検討会で設置されたネガワットWGでは「ネガワット取引に関するハンドブック」が検討されており、同ハンドブックに「契約書のヒナ型」を盛り込むとされております。(第4回 ERAB 検討会、資料6参照) 訂正：上記資料では、同ハンドブックに「契約書のヒナ型」を盛り込むとされておりますが、最新のネガワットWGの議論では、「事前に決めておくべき項目」という形でエッセンスのみまとめるとのこととなっております。
2	p15、ネガワット事業者は、小売電気事業者に協議を申し込む際、国が公表している小売電気事業者一覧に記載の連絡先を用いて、突然連絡されるのでしょうか。	p15は契約の流れをイメージでお示したのですが、ネガワット事業者は協議中の需要者から小売電気事業者の連絡先を聞き出すのではないかと想定します。その場合、通常ならば、需要者と契約交渉を行っている窓口を紹介するのではないかと考えられます。
3	小売電気事業者Aがネガワット事業者への販売計画を出すということは、電力を販売する行為になると考えてよいのでしょうか。	類型1②におけるネガワット取引は、p11の図において、ネガワットを創出する需要者A（小売電気事業者Aから供給を受けている）から、ネガワット事業者を介し、小売電気事業者B（≠小売電気事業者A）にネガワットの供給が行われるものであり、小売電気事業者Aからネガワット事業者へ電力の供給はないと考えています。なお、小売電気事業者Aが広域機関に提出するネガワット事業者への販売計画は、名称上、販売計画となっておりますが、これは、ネガワット事業者が提出する需要抑制計画に紐付き提出されるものであり、電力を販売する行為にはあたらないと考えています。

番号	質問内容	事務局回答
4	ネガワット事業者とのネガワット調整契約は売掛金の契約となります。その場合、信用調査の必要があります。その調査で、当該ネガワット事業者が反社会勢力であることや、過去に不渡りを出したことがある等、小売事業者で定めた基準から外れた場合、契約を断っても良いのでしょうか。ガイドラインで規定される予定の「不当な理由」にはならないのでしょうか。	契約を断る正当性を広域機関では判断しかねます。 ガイドラインでどこまで細かく規定されるかわかりませんが、ガイドライン作成にあたってパブリックコメントが募集されると思われるため、その際に問い合わせることも一案です。
5	小売電気事業者の手間を考えると、ネガワットの契約規模が小さい場合、利益が見込めないと判断し、ネガワット事業者との契約を断っても良いのか。例えば、500kW未満の契約は断るなど、社内で基準を定めることは、「不当な理由」にならないのでしょうか。	契約を断る正当性を広域機関では判断しかねます。 ガイドラインでどこまで細かく規定されるかわかりませんが、ガイドライン作成にあたってパブリックコメントが募集されると思われるため、その際に問い合わせることも一案です。
6	ネガワット調整金は、余剰インバランス料金などが基準となるのでしょうか。	国が公表している「ネガワット取引に関するガイドライン」に、ネガワット調整金の額の計算方法が例示されております。ガイドライン上、余剰インバランス料金は選択肢にありません。
7	ネガワット事業者に求める要件にて、ネガワットの発動を適時適切に行える体制を整えるとされていますが、誰がネガワット発動のトリガーをひくのでしょうか。需給ひっ迫などによるものでしょうか。	需給ひっ迫時に一般送配電事業者が需給調整のため発動するネガワットは「類型2」となります。 「類型1②」のネガワット取引で誰がきっかけとなるかは様々なケースが考えられます。 ・ ネガワット買い手の小売電気事業者Bが調達依頼を申し出る。 ・ ネガワット事業者が、市場価格などからネガワット需要を見越して発動する。等
8	p14、小売電気事業者Aと需要者の供給契約は既存契約とありますが、ネガワットに参加する分、需要が減るため、既存契約も見直す必要があるのではないのでしょうか。	既存契約を見直すかどうかは自由です。合意されれば見直しはあり得ると考えます。ただし、需要抑制を行う需要者に対して一方的に不利益となる契約変更は不当であると国の審議会資料では示されております。
9	需要者にはどのような需要抑制の要求が来るのでしょうか。小売電気事業者として需要者から問い合わせがあった時に備え、一般的な回答があればいただきたい。	需要者とネガワット事業者の間では、予め需要抑制可能な見込み量、タイミング等について確認を行い、双方合意の上で発動時期、抑制量等を事前に決定するものと考えられます。 なお、需要抑制量調整供給契約の対象は1kWを超える電気であり、その要件を満たす必要があります。ネガワット事業をどのように進めるかは広域機関では分かりかねます。

番号	質問内容	事務局回答
10	ビジネススキームがよくわからない。 ネガワット事業者の資金源はどこなのか。	広域機関では関知しません。 なお、p14で示す通り、ネガワット事業者はネガワットの販売で収入を得ると考えられます。
11	p11、類型1②の取引においては、ネガワット事業者と需要者の2者間契約にこだわる必要があるのでしょうか、小売電気事業者のノウハウがあった方がネガワット事業者は助かると思います。ネガワット事業者、需要者、小売電気事業者の3者間契約は認められますか。	契約は自由と考えます。ネガワット事業者がどのようなビジネスモデルを考えるかにもよりますが、類型1②で3者間契約を結ぶ場合、結果として類型1①に近づいていくものと考えられます。
12	p19、インバランスの責任所在はどうなるのか。	需要抑制BGというインバランス精算単位ごと、インバランス切り分け方式を設定いただきます。その切り分け方式に従って、インバランスの責任所在は一般送配電事業者によって振り分けられます。
13	小売電気事業者のBGを複数に分ける必要があるのか。	小売電気事業者の需要BGは1つで問題ありません。ただし、インバランス精算に用いられる需要抑制BGの状況を小売電気事業者としても認識する必要があります。
14	小売電気事業者は需要抑制後も、需要抑制前の調達計画を維持しなければならないのですか。その分は、余剰インバランスにならないのでしょうか。	調達計画は維持しなければなりません。 余剰インバランスとなるのではなく、抑制計画分の電力を需要計画から減少し、また小売電気事業者Bへの販売計画とすることで整合が取れた計画となります。 「調達計画 = 需要計画 + 販売計画」となるよう適切に計画の変更をお願いいたします。
15	託送料金はどこにかかるのですか。	小売電気事業者の需要実績にかかります。
16	ネガワットを調達した場合の電源構成はどのようになるのか、CO2排出係数はどう計算するのですか。	本件は広域機関で決定するものではなく、どのような形になるかは別の場で議論されるものと考えております。
17	小売電気事業者かつ、ネガワット事業者である場合、需要抑制で得たネガワットを自分自身の別のお客さまへの供給に使うことができるのでしょうか。	問題ありません。その場合「類型1①」の取引となります。需要抑制とネガワット供給の結果は自社の需要調達計画に反映ください。 なお、「類型1①」の場合、インバランスは接続供給契約に基づき精算されるため、一般送配電事業者と需要抑制量調整供給契約を行う必要はなく、広域機関への需要抑制計画やベースライン等の提出も不要となります。

番号	質問内容	事務局回答
18	<p>類型1②の対象となるネガワットの発動回数はどれくらいでしょうか。ネガワットの発動タイミングについても、実受給の1時間前から3時間前に発動されるといった性質のものなのでしょうか。</p>	<p>具体的な発動回数や時間などは、需要者、小売電気事業者及びネガワット事業者の直接協議にて決まってくるものと考えられます。</p> <p>なお、ネガワット発動により小売電気事業者は需要調達計画を変更いただく必要がありますが、ゲートクローズが実受給の1時間前であり、それに間に合わないものは、ネガワット取引が成立しないこととなります。</p>
19	<p>ネガワット調整金に対して不当な水準の金額とはいくらでしょうか。ネガワットの需要があると思われる需給がひっ迫する夏季のピーク時間帯などは、そもそも小売電気料金を値上げしていることも考えられます。</p>	<p>広域機関では判断できません。</p> <p>ガイドラインでどこまで細かく規定されるかわかりませんが、ガイドライン作成にあたってパブリックコメントが募集されると思われるため、その際に問い合わせることも一案です。</p>
20	<p>p11、小売電気事業者Aは、ネガワット事業者と需要者での契約を把握していない。ネガワット事業者から小売電気事業者に協議を申し出てくると考えてよいのか。</p> <p>需要者が複数のネガワット事業者と契約した場合、小売電気事業者は各々のネガワット事業者と契約しなければならないのでしょうか。</p>	<p>需要者が複数のネガワット事業者と需要抑制契約を結んだ場合、小売電気事業者Aも複数のネガワット事業者とネガワット調整契約を交わすこととなります。</p> <p>契約を断る理由が正当か不当かを広域機関で判断しかねますが、契約の申出があった場合、小売電気事業者はネガワット事業者との協議のテーブルにつくことが求められると考えられます。</p>
21	<p>ネガワット事業者が支払うネガワット調整金とは、ネガワット事業者によるディマンドリスponsの実施によって当初の需要計画よりも需要が下がるため、余剰インバランスが発生すると考えます。その余剰インバランスに対する調整金という理解で良いでしょうか。</p>	<p>違います。ネガワット調整金は小売電気事業者Aがディマンドリスponsにより売上が減少し、電気調達費用を回収できなくなるよう、ネガワット事業者から小売電気事業者Aに支払われるものです。</p> <p>また、ディマンドリスponsが発動されると、小売電気事業者Aは余剰インバランスを生じさせないよう、ゲートクローズまでに需要調達計画を変更いただく必要があります。</p>
22	<p>p24、平成29年4月1日から、制度改正により、全事業者のプライバシーポリシーを修正することが必要なのでしょうか。</p>	<p>そのとおり、制度改正に伴いプライバシーポリシーを変更いただく必要があります。</p> <p>別途、平成29年2月までに具体例をご連絡差し上げますので、平成29年4月1日以降、速やかに変更いただきますようお願いします。</p>
23	<p>直接協議スキームにおいては相対協議にてネガワット調整金を決めるとありますが、小売電気事業者は自身の供給契約の内容をネガワット事業者に開示する必要はないと思います。ネガワット調整金の協議で小売電気事業者は供給契約より高い金額を提示することも可能と考えますが、それは認められるのでしょうか。</p>	<p>審議会資料（第7回電力基本政策小委員会、資料5-1）におけるガイドラインのイメージによると、ネガワット調整金に対して不当な金額水準を設定することは不適切な行為とされています。</p>

番号	質問内容	事務局回答
24	1つのバラシンググループ内の小売電気事業者間でネガワット取引が行われている場合、そのネガワット取引がうまくいった場合は、BG代表者契約者の需要調達計画値は変わらないが、その中のことも広域機関は監視していくのでしょうか。需要BGの中身を広域機関は見る必要はないのでしょうか。	同一需要BG内のネガワット取引は類型1①。インバランス精算は需要BGのみが対象となるため、ネガワット事業者は一般送配電事業者から需要抑制量調整供給を受ける必要がありません。また、ネガワット事業者は広域機関に需要抑制計画等を提出する必要もありません。なお、広域機関は需給バランスを監視するため、小売電気事業者の需要計画分の供給力確保が行われていることを確認します。需要BG内の取引を日々の需要調達計画で見ることにはできませんが、インバランスを出し続けるなどの小売電気事業者が居た場合、報告徴収などで確認していくと考えられ、その中で不適切なネガワット取引があれば露見すると考えます。
25	p23、広域機関システムの利用申請においてクライアント証明書の取得が別途必要とありますが、一般送配電事業者の託送システムへのアクセスにおける、証明書の取得の必要性について教えてください。	クライアント証明書は広域機関のスイッチング支援システム、広域機関システムへのアクセスに用います。帳票等の取得のため一般送配電事業者の託送システムへアクセスする場合は、広域機関と共通のクライアント証明書が利用できるものと存じますが、帳票等の提供方法の詳細は各一般送配電事業者にご確認下さい。
26	平成29年2月以降に、ネガワット取引の本格運用におけるビジネスプロトコルについてパブリックコメントを出されるということですが、その本格運用はいつごろから予定されているのでしょうか。	まだ決まっておりません。 平成29年3月頃までにビジネスプロトコルを制定するように進めており、その後システム開発となりますが、広域機関と各一般送配電事業者の調整もあり、スケジュールは未定です。
27	p22、ネガワット取引を始める場合、需要抑制する需要者に供給している小売電気事業Aや、ネガワットを調達する小売電気事業Bも新たに事業者コードの申請が必要でしょうか。	小売電気事業Aや小売電気事業Bは既に登録されている事業者コードを利用いただけるため、必要ありません。 ネガワット事業者Xの立場で特定卸供給を行う場合のみ、ネガワット事業者用の事業者コードを取得する必要があります。
28	ゲートクローズ直前にネガワット取引に関係する3者が計画を提出することとなりますが、計画間不整合が出た場合はどうなるのでしょうか。3者のうち、いずれかの事業者が間違った計画を提出した場合、残り2者も影響を受けるのでしょうか。	不整合である計画も基本的に受け付けますが、その場合、広域機関システムにて自動チェックを行い、不整合の生じた計画に対し計画提出者にエラーメッセージを送信します。 また、平成29年度から計画間不整合に対して一般送配電事業者から調整力の請求が生じます。詳しくは平成28年8月30日の電力基本政策小委員会の資料4をご参考下さい。

番号	質問内容	事務局回答
29	p15、16について、小売電気事業者Aの立場として、ネガワット事業者からの「正当な理由なく」とはどういった内容になりそうでしょうか。	国の制度設計専門会合にて適正な電力取引に関するガイドラインが審議されております。その内容によると考えられます。
30	ネガワット事業者から小売電気事業への協議の申込みについて、スイッチング支援システム等のシステムを利用した連携等は検討されていますでしょうか。小売電気事業者はヘルプデスクに連絡が来ること等も想定して対応も考えなければならないでしょうか。	ネガワット取引の協議開始に関し、スイッチング支援システムのようなシステム構築及び利用は考えておりません。ネガワット事業者からは需要者の受給契約窓口等へ連絡が入ることが想定されますが、場合によっては代表連絡先などに連絡がある可能性も考えられます。

以上